

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月24日
【会社名】	三菱地所株式会社
【英訳名】	Mitsubishi Estate Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表執行役 執行役社長 中 島 篤
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 三菱地所株式会社横浜支店 (横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号) 三菱地所株式会社中部支店 (名古屋市中区栄二丁目3番1号) 三菱地所株式会社関西支店 (大阪市北区天満橋一丁目8番30号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表執行役 執行役社長 中島篤は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社21社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、上記以外の連結子会社及び持分法適用会社については、金額的（連結営業収益の5%未満）及び質的影響等の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループはビルや商業施設などの開発・賃貸を中心とするコマーシャル不動産事業、大手町・丸の内・有楽町地区におけるビルなどの開発・賃貸を中心とする丸の内事業、マンション・戸建住宅の販売を中心とする住宅事業、海外事業、投資マネジメント事業、設計監理・不動産サービス事業等幅広い事業分野で事業活動を行っており、事業の規模を示す主要な指標として、営業収益（連結会社間取引消去後）が適していると判断し、連結会計年度等の連結営業収益のおおむね3分の2に達している4事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。加えて、不動産の開発・賃貸という事業の特性上、追加的な指標として総資産を採用し、重要な事業拠点の総資産が連結会計年度の連結総資産のおおむね3分の2に達しているかという点も考慮に入れております。なお、営業収益及び総資産の当該割合については、全社的な内部統制の評価結果が有効であると判断したことを踏まえ、重要な事業拠点を適切に選定する観点から設定したものであります。

選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として営業収益、棚卸資産（販売用不動産、仕掛販売用不動産）及び有形固定資産に至る業務プロセスを評価の対象とし、不動産賃貸収入、不動産販売収入、棚卸資産計上、減価償却等のプロセスを評価いたしました。「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」において、一般的な事業会社の場合には、売上高、売掛金及び棚卸資産を企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として選定することが例示されていますが、当社グループの重要な事業拠点においては、事業の特性上、売掛金の重要性が低いため、評価の対象外としております。一方、有形固定資産については、連結総資産残高の約60%を占め、事業の特性上も重要性が高いことから、評価の対象に追加しております。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価の対象に追加することとし、固定資産の減損、有価証券の評価、税効果会計、税金の計算、エクイティ出資の評価等の業務プロセスを追加しております。これら以外の業務プロセスについては、重要な虚偽記載の発生可能性が低く、財務報告に及ぼす影響は低いため、評価の対象外としております。なお、評価の範囲外とした事業拠点や評価の対象外とした業務プロセスから開示すべき重要な不備は発見されておりません。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。